

# 1 年金・手当等

## (1) 障害基礎年金

初診日において、次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	国民年金に加入中の方、若しくは過去に国民年金に加入したことがある60歳以上65歳未満で、日本に居住している方。
	②	初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。 ただし、令和8年3月末までの初診日の傷病については、直近の1年間で保険料納付済期間または免除期間であればよいことになっています。 ※初診日において65歳以上の場合は対象外
	③	障害認定日（原則として初診日から1年半を経過した日）に一定の障害（国民年金法の1、2級）の状態にあること。 ただし、20歳前の初診日に係る障害については、20歳以降に一定以上の状態にあれば支給されます。
年金額	年額（令和3年度）	1級 976,125円
		2級 780,900円
	加算額 （子の人数により加算）	2人目の子まで 1人につき 224,700円
		3人目以降の子 1人につき 74,900円

- ◆支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。
- ◆障害程度 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級表1、2級に該当するもの
- ◆窓 □ 市民課 国保年金係（内線：1125～1128）  
（FAX:0263-52-0280）

## (2) 特別障害者手当

20歳以上であって、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に支給されます。

- ◆支給金額 月額27,350円  
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障がい重複する方又はこれと同等程度以上の方
- ◆支給制限
  - ・施設等に入所したとき又は継続して3か月以上入院したとき
  - ・本人または扶養義務者の所得が一定額（限度額）を越えたとき
- ◆窓 □ 福祉課 地域福祉係（内線：2164～2166）  
（FAX:0263-52-7732）

### (3) 障害児福祉手当

日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- ◆支給金額 月額14,880円  
5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳1級、2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度及び精神障がいのある方
- ◆支給制限
  - ・施設等に入所したとき
  - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
  - ・障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 福祉課 地域福祉係（内線：2164～2166）  
(FAX:0263-52-7732)

### (4) 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2又は精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかの手帳を保有する障がい者又は特別児童扶養手当1級に該当する障がい児で、次の支給要件に該当する方に支給されます。

- ◆支給要件
  - ①施設に入所していないこと
  - ②市内に引き続き3か月以上住所を有していること
  - ③障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当を受給していないこと
  - ④障害者本人及び生計を一にする同居親族が、市民税非課税であること

※障害者本人が20歳以上の場合に限りです。
- ◆支給金額 年額48,000円（20歳未満）  
年額36,000円（20歳以上）  
7月、11月、3月に前月までの4か月分を支給
- ◆窓 □ 福祉課 地域福祉係（内線：2164～2166）  
(FAX:0263-52-7732)

### (5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、180日以上介護している方に支給されます。

- ◆支給要件
  - ・特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者と同居している方
  - ・180日以上介護している方
- ◆支給金額 年額80,000円（12月に支給）
- ◆窓 □ 福祉課 地域福祉係（内線：2164～2166）  
(FAX:0263-52-7732)



## (8) 心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している方に万一のことがあった場合、残された障がい者に対して年金を終身支給する制度です。掛金は加入者の加入年齢により異なります。1人の心身障がい者に対して2口まで加入できます。

- ◆加入要件
  - ・身体障害者手帳1～3級、知的障がい者、精神障がい者を扶養している保護者
  - ・加入者は県内に在住する65歳未満
- ◆掛 金 加入年齢により、1口月額9,300円～23,300円  
※掛金が減免や免除になる場合があります。  
※掛金に対する補給金制度があります。(市の制度)
- ◆支給金額
  - ・年金月額20,000円(1口)
  - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき【弔慰金】30,000円～250,000円(1口)
  - ・5年以上加入し脱退したとき【脱退一時金】45,000円～250,000円(1口)
- ◆窓 口 福祉課 障がい福祉係(内線:2115～2116)  
(FAX:0263-52-7732)

## (9) 難病患者見舞金

塩尻市に引き続き1年以上住所を有し、県で発行している特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、長野県特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定医療費医療受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- ◆支給金額 10,000円
- ◆申請期間 1月～2月末
- ◆窓 口 福祉課 地域福祉係(内線:2164)  
(FAX:0263-52-7732)